

論点3 共通の属性が明確に特定されていないものについて

一定の集団に属する者全体に向けられた表現について、その表現の対象となる属性について明示されていない場合にでも、条例第2条の属性を推認できる場合は、「不当な差別的言動」と認めることができるか？

投稿例) 「A集合住宅の住民のみなさん、さっさと祖国へお帰りください」

参考: 東京地判令和元年10月4日D1-Law29056448

【論点整理(案)】

例えば、「A集合住宅の住民のみなさんさっさと祖国へお帰りください」といった投稿について、当該集合住宅の住民が本邦外出身者であることが広く知られているなど、当該住民が特定の民族に属することを推認できる場合、一般読者基準に基づき、不当な差別的言動と解釈してよいか？